平成31年度(2019年度)熊本県イベント民泊業務委託実施要領

1 本業務の目的

本県では、2019年9月~10月に、ラグビーワールドカップや祭りアイランド 九州などの大型イベントが実施される予定であり、熊本市近郊の宿泊施設の通常稼働 率を勘案すると、ピーク時には宿泊施設が大幅に不足する見込みである。

よって、イベント民泊の実施により、上記イベント開催時の宿泊施設不足の緩和をはじめ、宿泊客による経済効果の創出及び地域住民と観光客の交流を促進し、熊本県の地域活性化を目指す。

2 本業務の概要

(1)委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

(2)本業務の内容

別紙「平成31年度(2019年度)熊本県イベント民泊業務委託仕様書」のとおり。

(3)履行期間

契約締結日~2019年12月13日(金)

- (4)委託金額の上限
 - 6,000千円

契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、必ずしも提示される金額が契約額と一致しないので留意すること。

3 事業スケジュール (予定)

2019年 4月 5日(金) 公募開始

2019年 4月12日(金) 参加表明書等提出期限

2019年 4月22日(月) 企画提案書等提出期限

2019年 4月25日(木) 審査会(プレゼンテーション)

2019年 5月 8日(水) 受託者決定

2019年 5月中旬 契約締結

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県商工観光労働部観光経済交流局 観光物産課 観光物産政策班 電話096-333-2332(直通) / FAX096-385-7077 E-mail kankoubussan@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす事業所、又は複数の事業所による連合体(コンソーシアム) とする。

- (1)委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための 必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3)消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (4)参加表明書の受付を開始する日以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (6)会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては当該申立てに係る更生計画認可決定を受け ていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (7)熊本県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な 関係を有する者でないこと。
- (8)複数のコンソーシアムの構成員となっての参加や、コンソーシアムの構成員と 単独での重複参加をしていないこと。

6 受託者の選定

(1)選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者 を、受託候補者として選定する。

(2)契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規程により単独見積りとする。

本契約は、公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積りとする。

7 応募手続き

(1)参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類(以下、「参加表明書等」と総称する。)を提出すること。

提出書類

- ア 参加表明書(別紙様式1)
- イ 添付書類
- (ア)組織体制に関する書類
- (イ)直近1事業年度の賃借対照表及び損益計算書
- (ウ) 定款の写し
- (エ)事業所の履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの(写し可))
- (オ)納税証明書(消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明)
- (カ)熊本県暴力団排除条例に関する誓約書(別紙様式2)
- (キ)コンソーシアムの場合は、構成員ごとに上記の書類の他、本業務に係る コンソーシアム協定書の写し

2019年3月31日までの熊本県競争入札参加資格(業務委託)を有する参加希望者については、上記(イ)~(カ)の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

提出部数

1部

提出期限

2019年4月12日(金)午後5時15分(必着) 提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさない ことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

質問方法

質問は、質問書(別紙様式3)により電子メールで送信すること。

質問の内容及び回答は、県のホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。

質問受付

「4 担当部局」に同じ

質問受付期間

公募開始日から2019年4月17日(水)の午後5時15分までとする。

(3)企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者(参加資格があると認めた者に限る)は、企画提案書その他の必要書類(以下、「企画提案書等」と総称する。)を提出すること。

提出書類

ア 企画提案書(別紙様式4)

イ 参考見積書・経費内訳書 < 様式任意 >

提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内(別紙様式4は除く)にまとめること。

提出先

「4 担当部局」に同じ

提出部数

正本1部とその写し5部(計6部)

企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること(ファイリング不要)。 なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。 提出期限

2019年4月22日(月)午後5時15分(必着) 提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

企画提案内容

- ア 全体スケジュール
- イ 実施体制
- ウ 実施内容
- エ 類似業務の実績

提案業務の一部について、再委託による実施を予定している場合は、実施体制に再委託先(予定でも可)を明記するとともに、再委託する業務を明確にすること。

8 審査の実施

(1)書類審査の実施

企画提案書等提出者が6社以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基 に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者(5社上限)を決 定する。

(2)プレゼンテーションの実施

開催日程

アー日時

2019年4月25日(木)

時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

イ 場所

熊本県庁本館7階 商工観光労働部会議室

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分(最初の15分で提案者による提案準備・ 説明、その後残り15分で審査員による質疑)を予定。

プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は 不可とする。

審查方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者として提案する。

項目	審 査 の 視 点	配点
		(各人)
企画内容	実施計画は本業務の趣旨に沿って立てられているか	
	スケジュールは適切か	
	業務内容は、イベント開催時の宿泊施設の確保が期	
	待できるものであるか。また、自宅提供者・宿泊者・	30 点
	近隣住民間のトラブル防止の観点や、衛生面、治安	
	面に関する事故予防の観点からの配慮がなされてい	
	るか	
業務遂行能力	業務を円滑に実施するための体制は十分なものとな	
	っているか	15 点
	過去に類似業務を受託した実績があるか	
経済性	企画内容に対して妥当な見積書となっているか	5 点

イ 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

また、プレゼンテーションに参加した受託候補者以外の者に対しては、 非選定決定通知を書面にて行う。

9 契約

受託候補者と、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

10 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の10 0分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第78 条各号に該当する場合は、この限りではない。

<u>11 その他留意事項</u>

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)提出書類等に関する事項

提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出に係る費用は参加者の負担とする。 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。

提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。

参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、 当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定 の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものと する。

参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届(別紙様式5)を提出すること。

- (3)県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 受託者の 要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないこと ができるものとする。
- (4)参加者1者の場合は、基準点を下回らなければ、その1者を合格とする。